

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月
遠賀町	尾崎	令和4年3月4日	

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	87.0	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	57.0	ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	12.7	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.7	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	6	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	12.7	ha
(備考)		

### 2 対象地区の課題

高齢化が進み、後継者不足が課題である。そのため、畑地や基盤整備していない農地の管理が困難となっている。 天神地区では、過去の砂取り事業の影響で、農地の状態が非常に悪く、不在地主も増えているため、耕作放棄地が増加している。 現状の中心経営体の負担が、過大になりつつある。
--

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水田は、中心経営体である認定農業者及び法人を中心に、現状の管理体制を維持していくとともに、集約化を進めていく。
条件不利畑地については、生産ではなく、管理を主体に行っていく。

注:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	農業者A	水稲・麦・大豆	7 ha	水稲・麦・大豆	7 ha	尾崎
認農	家族農業者A	水稲・野菜	1.3 ha	水稲・野菜	2 ha	尾崎
認農	農業者B	水稲・麦・野菜	3.3 ha	水稲・麦・野菜	6 ha	尾崎・鬼津
認就	新規就農者A	野菜	0 ha	野菜	1.3 ha	尾崎
認農	農業者B	水稲・麦・大豆	0.5 ha	水稲・麦・大豆	0.5 ha	島津・若松・尾崎
認農法	農業法人A	麦	33 ha	水稲・麦	38 ha	尾崎・鬼津
認農法	農業法人B	水稲・麦・大豆	0 ha	水稲・麦・大豆	3 ha	尾崎・鬼津
計	7経営体		45.1 ha		57.8 ha	

注1:「属性」欄について

「認農」…個人の認定農業者 「認農法」…法人の認定農業者 「認就」…認定新規就農者

「集」…法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織

「到達」…基本構想水準到達者

注2:「今後の農地の引受けの意向」…現状からおおむね5年から10年後の意向

注3:「経営面積」…プランの対象地区内における中心経営体の経営面積

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

現状の主食用水稲から、作業・管理の省力化につながるWCS等、新規作物への転換を検討していく。
基盤整備を行っていない農地について、大規模な基盤整備ではなく、排水対策等の小規模な整備を行い、管理しやすいほ場の整備を進めていく。
条件不利地について、町外者の参入、営農型太陽光の誘致・非農地化を視野に入れ、抜本的な転換を検討していく。